



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

## 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

### 《会計・税務の知識》 消費税増税への準備

消費税の増税法案が平成24年8月10日に国会にて成立しました。消費税の税率については、平成26年4月から8%、平成27年10月から10%に上げられる予定です。短期間の間での2度に渡る税率の変更は、企業の経営に与える影響も少なくありません。そこで今回は消費税増税の概要についてご紹介します。

#### 1. 税率の引き上げの時期

次のように、2つの段階に分けての税率の引き上げが予定されました。

##### (1) 第1段階

平成26年4月1日から8% (消費税6.3%、地方消費税1.7%)

##### (2) 第2段階

平成27年10月1日から10% (消費税7.8%、地方2.2%)

※なお、消費税率の最終的な引き上げに関しては、経済状況の好転について名目及び実質経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で税率引き上げの停止を含めた最終判断を施行前に行うとなっています。

#### 2. 請負契約などについての経過措置

建築請負工事契約や不動産などの賃貸借契約については、税率の改正日(平成26年4月1日又は平成27年10月1日)前に契約が締結されていても、完成引渡しや貸付けが税率の改正日後に行われる場合は、原則として新しい税率(8%又は10%)が適用されます。

ただし、契約締結が指定された期間前に行われた場合には、旧の税率(5%又は8%)を適用する経過措置が講じられる予定です。

2度にわたって税率が上げられるため、経過措置の適用は大変煩雑になると予想されます。請負契約等の契約にあたっては、契約の時期にも注意する必要があります。なお、経過措置についてはこのほかにも設けられる予定ですので、自社において該当する項目がないかを確認しておく必要があります。

#### 3. 消費税増税への対応

##### (1) 価格転嫁

中小企業にあつては増税分の価格転嫁がなかなか難しいという話も耳にします。

一度、自社が発行する請求書や契約書において消費税がどのように表示されているかを確認しましょう。現在、小売段階では総額表示が義務付けられていますが、事業者間の取引は総額表示義務の対象となっていないです。

消費税の税率は、5%→8%→10%と段階的に上げられるため、本体価格と消費税額を別々に表記(外税方式)としているほうが消費税の増税分の価格転嫁が行いやすいのではないかと思います。

##### (2) 運転資金

中小企業では、預った消費税を運転資金に使用してしまっているケースもあると思われます。

事業の形態にもよりますが、一般的に売上代金の入金仕入代金の支払より後になりますので、税率の増加分の運転資金の負担が増加すると思われます。

##### (3) 経理実務、価格表示

短期間に2度の税率の引き上げが行われるため、請求書発行、レジシステムの準備、財務会計等のシステム準備の対応に与える影響が大きいと予想されます。自社のシステム等運営の準備を行う必要があります。

#### 4. その他の改正事項

##### (1) 一定の新設子会社の免税点制度の適用を除外

一定の各課税期間の課税売上高が5億円を超える親会社等が設立した子会社等は、事業者免税点制度の特例の適用を受けられないこととする制度が設けられる予定です。

##### (2) 中間申告不要事業者の中間申告制度

税率の引き上げを踏まえて、中間申告の義務のない事業者も自主的に中間申告を希望する場合には、届出により中間申告をすることが出来る制度が導入される予定です。

#### 5. 結び

平成26年4月というとまだまだ時間的な余裕があると感じられるかもしれませんが、今から消費税の増税の自社における影響等の検討を準備しておくことが望まれます。(担当：山田 稔幸)